

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈広域連合は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいをその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

久慈広域連合長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法等により、介護保険の被保険者の資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付に関する事務 ③介護給付、予防給付等の支給に関する事務 ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付に関する事務 ⑪保険料の徴収・賦課に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、介護保険認定審査会システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能（マイナポータルびったりサービス）

2. 特定個人情報ファイル名

資格管理ファイル、保険料納付管理ファイル、認定申請管理ファイル、受給者管理ファイル、給付実績管理ファイル、宛名管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項、別表第一 68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	（情報提供） 番号法第19条第7号別表第二 1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の2.58.61.62.80.87.90.94.95.108.117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、44条、47条 （情報照会） 番号法第19条第7号別表第二 93、94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	久慈広域連合 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関	
久慈市、洋野町、野田村、普代村	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒028-0056 岩手県久慈市中町一丁目67番地 久慈広域連合総務企画課総務係 0194-61-3344
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒028-0056 岩手県久慈市中町一丁目67番地 久慈広域連合介護保険課介護保険係 0194-61-3355
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	①ユーザ認証の管理を行っている。 ②アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③特定個人情報の入手から、保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[] 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	介護システムへのアクセスが可能な職員は、指紋とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。このことから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって、不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号別表第二 1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.87.90.94.95.117項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30 条、32条、33条、43条、44条、47条 (情報照会) 番号法第19条第7号別表第二 93、94項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条	(情報提供) 番号法第19条第7号別表第二 1.2.3.4.6.8.11.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.87.90.94.95.108.117項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30 条、32条、33条、43条、44条、47条 (情報照会) 番号法第19条第7号別表第二 93、94項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 眞角 泰光	介護保険課長	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	IV リスク対策を追記(様式変更による)	事後	
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	⑪保険料の徴収・賦課に関する事務	⑪保険料の徴収・賦課に関する事務(還付に 関する事務を含む)	事後	公金受取口座制度開始による変更
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	介護保険システム、介護保険認定審査会システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、介護保険認定審査会システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)	事後	マイナポータルを利用したオンライン手続きを開始したため
令和5年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ③法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、別表第一 68の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令 第50条	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、別表第一 68の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律 第 9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等の関する法律施行規則 第2条第31項	事後	公金受取口座制度開始による変更
令和5年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号別表第二 1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.87.90.94.95.108.117項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30 条、32条、33条、43条、44条、47条 (情報照会) 番号法第19条第7号別表第二 93、94項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条	(情報提供) 番号法第19条第7号別表第二 1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.87.90.94.95.108.117項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30 条、32条、33条、43条、44条、47条 (情報照会) 番号法第19条第7号別表第二 93、94項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律 第 9条	事前	公金受取口座制度開始による変更
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	最新の情報に更新
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和5年5月31日時点	事後	最新の情報に更新
令和7年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑪保険料の徴収・賦課に関する事務(還付に 関する事務を含む)	⑪保険料の徴収・賦課に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、別表第一 68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第31項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、別表第一 68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
令和7年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号別表第二 1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.87.90.94.95.108.117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、44条、47条 (情報照会) 番号法第19条第7号別表第二 93、94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	(情報提供) 番号法第19条第7号別表第二 1.2.3.4.6.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.87.90.94.95.108.117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、44条、47条 (情報照会) 番号法第19条第7号別表第二 93、94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条	事後	
令和7年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年5月31日時点	令和7年7月31日時点	事後	
令和7年7月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年5月31日時点	令和7年7月31日時点	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	2)十分である	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
令和7年7月31日	IV リスク対策 11. 当該対策は十分か	-	2)十分である	事前	